

『芸術学論集 (Journal of the Society of Art and Design)』 審査規定

令和元年5月22日第一回芸術学研究会総会

1. 投稿論文の審査は、「芸術学論集 (Journal of the Society of Art and Design)」投稿論文審査委員会 (以下、審査委員会) が行う。
2. (1) 「論文」に関しては、研究目的の妥当性、考察・論証の的確さ、新たな知見の有無、結論の明瞭さなどについて評価する。
(2) 「作品論文」に関しては、芸術作品の領域においては、①作品制作における表現内容・表現方法の分析をもとに、信頼性のある学術的方法論によって論述され、一定の学術的意義を有した論文であること。②関連分野における先行研究や作品制作実践例を踏まえて論述され、考察の独自性と位置付けが明確に示されていること。③関連分野の進展に寄与する結論を得ていること。④作品そのものの芸術的価値や社会的評価は審査しない。デザインの領域においては、①デザインの目的、内容、デザインプロセス、成果物や社会的意義、考察が適切に論述されていること。②社会的に認知されたデザインでは、造形性、先見性、独創性、完成度、社会的効果が認められ、新たな知見を有すること、③研究的、萌芽的、実験的な提案の場合は、造形性、先見性、独創性、期待される社会的効果、発展性が認められ、新たな知見を有すること、を評価する。論文の扱う対象がプロジェクトの場合も、同様の基準を適用することとする。
3. 審査委員会は、投稿論文を受理した後ただちに査読委員を選定する。査読委員は、学会員以外からも指名することができる。ただし、投稿者と関係の深い者は、審査委員会の判断により査読委員から除外する。
4. 査読委員は、第2条の項目に沿って評価し、「採用」、「再査読」、「不採用」の判定を行う。
5. 第1次査読は、審査委員会の指名する2名の査読委員に委嘱して行う。2名の判定が「採用」または「不採用」のどちらかに一致した場合は、それを最終判定とする。2名の一方または両方が「再査読」と判定した場合は、再査読を行う。再査読の結果は必ず、「採用」・「不採用」のいずれかとするよう依頼し、再々査読は行わない。
6. 再査読の結果を含めて2名の判定が一致しなかった場合は、第2次査読として第3査読者に査読を依頼し、計2名の「採用」、「不採用」の一致をもって決定する。
7. 審査委員会は、査読委員の報告書に基づき最終的な採否の決定を下す。